

郵便はがき



自動車税種別割減免についてのお知らせ

(これは減免決定通知書ではありません)

ここからゆっくりお開けください。

自動車税種別割減免についてのお知らせ

登録番号

上記自動車については、令和4年度の自動車税種別割が減免となっており、減免を受けられる要件が継続していれば、翌年度も引き続き減免を受けることができます。

改めて申請の手続は必要ありませんが、次ページのいずれかに該当する方は、必ず、すみやかに申し出てください。

当所での要件調査の結果、減免要件に該当すると認められた方には5月中旬に減免決定通知書を送付します。

【※注意事項】

- ①上記自動車と異なる自動車で減免を受けようとする場合（ただし、減免を受けられる自動車は、身体障害者等1人につき1台限り）は、再度申請の手続きが必要です。
- ②税額が減免上限額を超える方には、減免決定通知書と差額分の納付書をお送りします。上限額は、登録時期により異なりますので、表面の県税事務所又は高知県ホームページでご確認ください。
- ③要件調査の結果、減免要件に該当しないことが判明した方には、5月中旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。
- ④自動車税種別割減免決定通知書に同封掲載していた納税証明書は、令和5年度から廃止することになりました。ご迷惑をおかけしますが何とぞご理解いただきますようお願いします。納税証明書が必要な場合は、各県税事務所の窓口で交付申請してください。

令和5年1月27日

下記の事項に該当する方は、すみやかに申し出てください。
(すでに申し出をされている方につきましても、このお知らせを送付しておりますので、ご了承ください。この場合、改めて連絡していただく必要はありません。)

記

- ①ご本人の状況に変更があったもの
 - ・亡くなられている場合
 - ・住所に変更があった場合(県外転居を含む。)
 - ・身体障害者手帳等の再交付や返還をした場合
 - ・ご本人が運転免許証を失効した場合
- ②減免自動車を使用しなくなった場合
- ③減免自動車の登録番号が変わった場合

RINK

11018-00-196